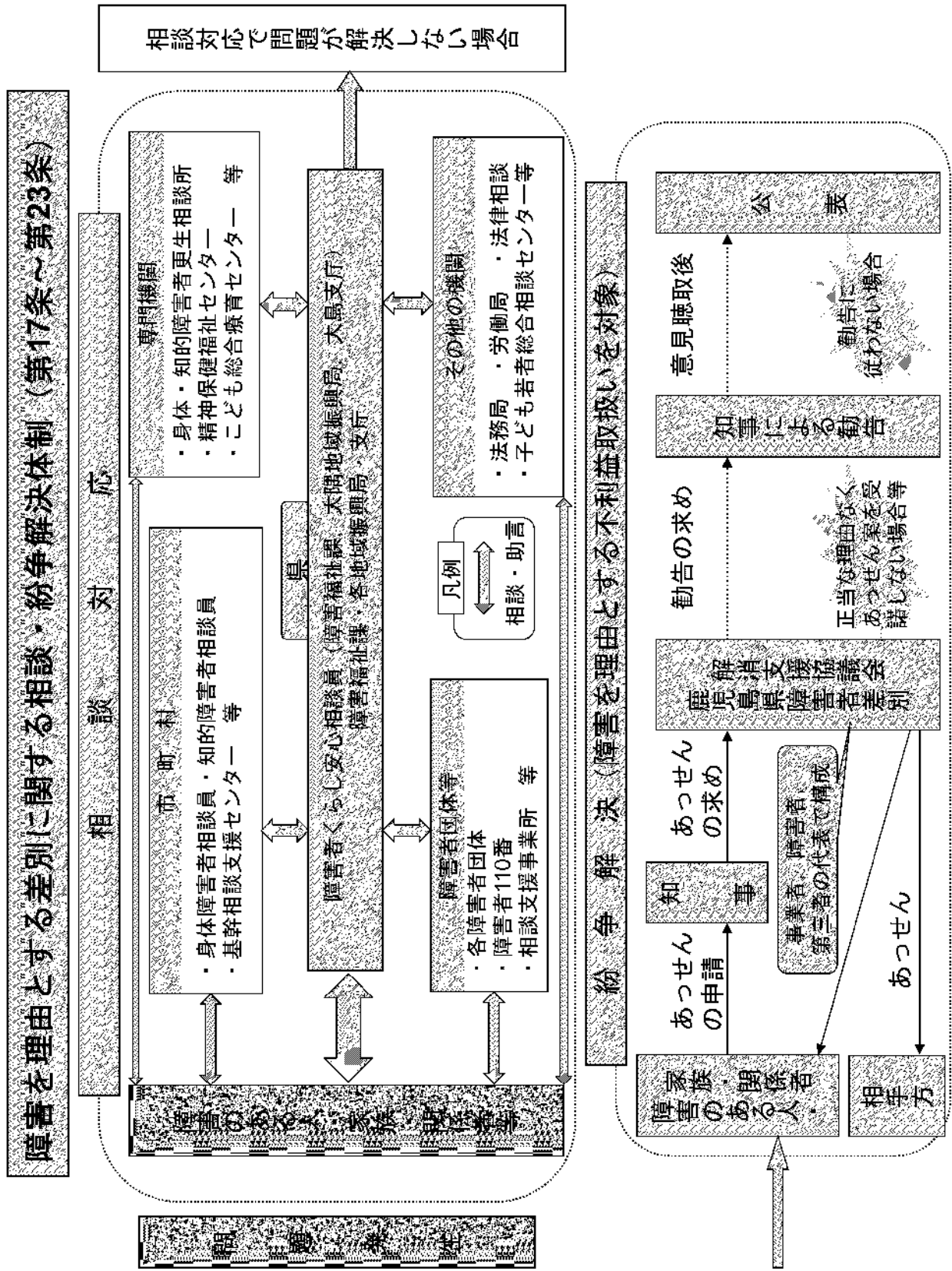


## (1) 「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」の概要

＜ 制定：平成26年3月26日，公布：平成26年3月28日，施行：平成26年10月1日 ＞

区 分	項 目	規 定 す る 内 容
前文		・ 全ての県民が，社会を構成する対等な一員として安心して暮らせる社会の実現を推進
第 1 章 総 則	第 1 条 目的	・ この条例は，障害を理由とする差別解消の基本理念を定め，県及び県民の責務を明確化 ・ 障害を理由とする差別解消の基本事項を規定 ・ 障害を理由とする差別解消の推進を目的と規定
	第 2 条 定義	・ 「障害のある人」，「社会的障壁」，「障害を理由とする差別」について定義
	第 3 条 基本理念	・ 個人の尊厳の尊重，尊厳にふさわしい生活保障 ・ 社会活動への参加，地域社会における共生 ・ 県民が，障害に関する知識及び理解を深めるよう促進
	第 4 条 県の責務	・ 障害者差別解消施策の策定及び実施する責務
	第 5 条 市町村への要請及び支援	・ 県は，市町村に障害者差別解消施策の実施を要請 ・ 県は，市町村との連携を図り，情報の提供，技術的助言等必要な支援を実施
	第 6 条 県民の責務	・ 県民は，障害のある人に対する理解を深め，県又は市町村の障害者差別解消施策に協力 ・ 障害のある人は，自らの障害による障壁等について，可能な範囲内で，県民に伝え理解を促進
	第 7 条 財政上の措置	・ 県の財政上の措置
第 2 章 差別の 禁 止	第 8 条 障害を理由とする差別の禁止	・ 障害のある人に対する不利益取扱いを禁止 ・ 社会的障壁の除去に伴う負担が過重でないときは，必要かつ合理的な配慮を提供
	第 9 条～第 16 条 分野別の差別の禁止	・ 福祉サービス，公共的施設，交通機関など 9 分野における障害を理由とする「不利益取扱い」の禁止
第 3 章 差別を なくす ための 施策	第 17 条及び第 18 条 差別事案に関する相談体制	・ 県は，差別事案に関する相談に応じ，相談者に対して必要な助言，情報提供，関係者間の調整等を実施 ・ 県が相談員を設置できることを規定
	第 19 条 附属機関の設置	・ 差別解消の取組を推進するため，「鹿児島県差別解消支援協議会」を設置 ・ 所管事務（あっせんに係る事務，障害を理由とする差別の解消の推進に関する事項に係る調査審議） ・ 障害者差別解消法第 17 条第 1 項による協議会
	第 20 条～第 23 条 差別事案に関する紛争解決制度	・ 知事の附属機関によるあっせんの実施 ・ 知事による勧告及び公表の実施
	第 24 条及び第 25 条 普及啓発活動	・ 障害のある人に対する県民の理解を深める啓発の実施及び表彰制度の創設
第 4 章 雑 則	第 26 条 規則への委任	・ 条例の施行に関し，必要な事項は規則で規定
附 則	施行日等	・ 平成 26 年 10 月 1 日施行 ・ 施行後 3 年を目処として検討



## (2) 障害者差別解消法改正に関する内閣府資料

### 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要 (令和3年法律第56号)

#### 経緯

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)附則第7条においては、施行(平成28年4月)後3年を経過した場合に事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について所要の見直しを行う旨規定されている。このため、障害者政策委員会において議論が行われ、令和2年6月に意見書が取りまとめられている。この意見書等を踏まえ、以下の措置を講ずる。

#### 概要

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

#### 1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

#### 2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁(障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

#### 3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- (1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- (2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- (3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報(事例等)の収集、整理及び提供に努めるものとする。

#### ※ 施行期日

公布の日(令和3年6月4日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

#### 参考

障害者差別解消法では、**行政機関等と事業者は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために**必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)**を行うことを求めている。**

(※障害者差別解消法(改正法施行前)では、行政機関等は義務、事業者は努力義務とされている。)



段差がある場合に、スロープなどで補助する



意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う

注：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(平成27年2月24日閣議決定)に基づき作成

## (3) 鹿児島県障害者差別解消支援協議会

### 1 根拠法令

「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」第19条

### 2 目的等

#### (1) 目的

障害を理由とする差別を解消するための取組を推進する。

#### (2) 事務

- ・ 障害を理由とする不利益な取扱いに該当する事案について、知事の求めに応じ、あつせんを行う。
- ・ 知事の諮問に応じ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する事項に関し、調査審議する。

#### (3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)での位置付け

( 障害者差別解消法第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会を兼ねる。 )

- ・ 障害者差別解消法に規定する協議会の事務

障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行う。

組 織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員は22人以内</li> <li>・ 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 障害のある人又はその家族その他の関係者が組織する団体を代表する者</li> <li>② 関係行政機関の職員</li> <li>③ 福祉、医療、雇用、教育その他の障害を理由とする差別の解消の推進に関連する分野の業務を行う関係団体を代表する者</li> <li>④ 学識経験者</li> </ul> </li> </ul>
任 期	・ 2年
会 長	・ 会長は委員の互選により定める
会 議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議は、委員の過半数の出席により開会</li> <li>・ 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する</li> </ul>
部 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ あつせんを行うための部会を置く</li> <li>・ あつせんに係る事項は、部会の決議をもって協議会の決議とする</li> <li>・ 部会に属すべき委員は、会長が指名</li> <li>・ 部会長は、会長が指名</li> </ul>

## (4) 障害者差別に関する相談件数

### 1 差別に関する相談件数（平成26年度～令和3年度）※H26.10～R3.9

#### (1) 障害種別

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	計
身体障害	5	17	18	6	16	25	15	2	104
肢体不自由	4	9	13	5	11	13	8	1	64
視覚	1	4		1	2	4	6	1	19
聴覚		2	1		1	4			8
内部障害		2	4		2	4	1		13
知的障害	1	2	2	2		3	1	1	12
精神障害(発達)	2	5	2	8	5	8	2	1	33
その他(3障害等)	2	2		5		4	3	1	17
計	10	26	22	21	21	40	21	5	166

・相談種別ごとの相談件数については、「肢体不自由」、「精神障害(発達)」の順に多くなっている。

#### (2) 場面

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	計
福祉サービス			1	1	1	1		1	5
医療		2	1		3	3	2		11
販売・サービス	1	5	8	1	4	1	2		22
労働・雇用	4	4	4	5	3	8			28
教育			1		3	3	1	1	9
公共的施設		3	1		1	6	1	1	13
交通機関	2	7	4	5	5	13	6	1	43
不動産取引	1	1		3		1	2		8
情報の提供など	2	4	1	5		1	1		14
その他			1	1	1	3	6	1	13
計	10	26	22	21	21	40	21	5	166

・差別が発生した場面については、「交通機関」、「労働・雇用」、「販売・サービス」の順に多くなっている。

#### (3) 障害種別と場面のクロス表

	身体				知的	精神 (発達)	その他 (3障害等)	計
	肢体不自由	視覚	聴覚	内部障害				
福祉サービス	2	2				1		5
医療	2	3	1		2	3		11
販売・サービス	13	3	1	1	1	2		21
労働・雇用	2	1	1	10	3	8	3	28
教育					2	6	1	9
公共的施設	5	2	3		1	1	2	14
交通機関	35	2		1	1	3	1	43
不動産取引	1	1				4	2	8
情報の提供など		3	2			3	6	14
その他	4	2		1	3	1	2	13
計	64	19	8	13	13	32	17	166

- ・「交通機関」、「販売・サービス」の場面では、車椅子利用者がバスに乗れなかったケースや、お店等で必要な配慮が受けられないケース、電動カートでの入店を断られたケースなど、肢体不自由の方からの相談が多い。
- ・「労働・雇用」については、職場で必要な配慮が受けられなかったケースなど、内部障害や精神障害の方からの相談が多くなっている。

## (5) 障害者差別に関する普及啓発・相談対応

### 令和2年度

#### 第1 普及啓発

##### 1 広報・行事等

リーフレット, ポスター, 県ホームページ

##### 2 事業所等の研修会等での説明

(令和3年3月31日現在)

障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
2	1	3	6

##### 3 事業所等への個別訪問

(令和3年3月31日現在)

障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
1	42	9	52

#### 第2 相談対応

##### 1 障害者くらし安心相談員の配置状況(各1名)

配置先	電話番号	受付時間
障害福祉課	Tel : 099-286-5110 Fax : 099-286-5558	月～金 午前9時～午後4時
大隅地域振興局 地域保健福祉課	Tel : 0994-52-2108 Fax : 0994-52-2120	
大島支庁 地域保健福祉課	Tel : 0997-57-7222 Fax : 0997-57-7251	

##### 2 障害者くらし安心相談員の活動状況

(令和3年3月31日現在)

相談対応		障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
		106	17	6	129
相談 件数	不利益取扱い	11	0	0	11
	合理的配慮	8	1	1	10
	その他	87	16	5	108
		427	20	60	507
対応 回数	不利益取扱い	31	0	0	31
	合理的配慮	27	2	8	37
	その他	369	18	52	439

3 相談対応の具体的な事例  
 (1) 不利益取扱いの事例 (11件)

ア 福祉サービスの提供 (0件)

イ 医療の提供 (0件)

ウ 商品の販売及び役務の提供 (2件)

No.	相 談 者					
1	年齢	不明	性別	女	障害種別	— (関係者)
内容	障害を有するスタッフが、商業施設の従業員に対して好意を寄せ、商業施設内につきまといに近い行為を行った結果、警備員から「従業員への接近禁止」を言い渡されてしまったので、どのように対応したら良いか、という事業所からの相談。					
対応	商業施設に経緯を確認し、相談者に説明をした。また、商業施設と話し合うことを助言した。					

No.	相 談 者					
2	年齢	不明	性別	女	障害種別	— (家族)
内容	発達障害の息子が、古本屋や本屋主催の読書会の利用、同フロアの飲食店への来店を断られた。					
対応	関係改善は望んでいないとのことであったため、店舗を訪問し、障害者への理解を深めるための啓発活動を実施した。					

エ 労働及び雇用 (0件)

オ 教育 (0件)

カ 公共的施設の利用 (1件)

No.	相 談 者					
3	年齢	60代	性別	男	障害種別	視覚障害
内容	盲導犬利用者が、避難所を利用しようとしたところ、別の避難所を利用するように言われた。					
対応	自治体職員へ連絡し、避難所における盲導犬への対応等について、適正な対応を依頼した。					
結果	盲導犬に対する理解を深めるとともに、緊急時の対応方法について具体的に検討するとのことだった。					

キ 交通機関の利用（5件）

No.	相 談 者					
4	年齢	40代	性別	男	障害種別	肢体不自由
内容	車椅子利用者が、バスに乗車しようとしたが、低床バスでなかったため乗車できなかった。バス路線が移管されてから、車椅子利用者がバスを利用できなくなり、不便になった。					
対応	関係自治体に、車椅子利用者からサービスの低下について、相談が寄せられた旨を連絡し、改善を依頼した。					
結果	関係自治体は、県から連絡があった内容を事業者に伝えるとのことであった。その旨を相談者に連絡し、了解を得た。					

No.	相 談 者					
5	年齢	40代	性別	男	障害種別	肢体不自由
内容	車椅子利用者が、バスを利用しようとしたところ、車椅子対応のバスでないとのことで、乗車を拒否された。移管前はノンステップバスで乗車できたが、移管後の事業所は改善してくれない。					
対応	運輸局に連絡し、路線バスのバリアフリー化の現状や車椅子利用者からサービスの低下について、相談が寄せられた旨を連絡し、改善を依頼した。					
結果	関係機関は、障害者差別解消法の観点から可能な限り乗せる努力をするよう指導しているとのこと。今後、障害者への合理的配慮の提供に関し、案内するとのことであった。その旨相談者に報告し、了解を得た。					

No.	相 談 者					
6	年齢	40代	性別	男	障害種別	肢体不自由
内容	車椅子利用者が、バスを利用しようとしたところ、車椅子対応のバスでないとのことで、乗車を拒否された。以前は乗せてくれたのに、4月以降、バスに乗せなくなった。					
対応	事業者に事実関係を確認したところ、車椅子対応車でないと乗車を断る場合があるとのこと。国土交通省のガイドラインに基づく対応を行うように啓発を行った。					
結果	事業者がガイドラインに基づく対応について依頼したことを、相談者に報告し、了解を得た。					



No.	相 談 者					
7	年齢	50代	性別	女	障害種別	視覚障害
内容	盲導犬利用者が、バスに乗車した際、バスの運転手から差別的な対応を受けた。					
対応	事業者にドライブレコーダーの検証など、事実関係の確認を依頼した。聞き取りを行った上で、決してあってはいけない事例であるということを伝え、運転手への指導と相談者への報告を依頼した。					
結果	事業者からの回答内容を報告し、別途事業者から直接報告がある旨を伝え、了承を得た。					

No.	相 談 者					
8	年齢	40代	性別	男	障害種別	肢体不自由
内容	車椅子利用者が、バスに乗車しようとしたが、乗車を拒否された。					
対応	バス会社に連絡し、ドライブレコーダーや運転手に確認をしてもらうように依頼。その旨を相談者に報告した。					
結果	事業者に必要な限りドライブレコーダーの搭載の検討及び運転手への確認について依頼した。					

#### ク 不動産取引（1件）

No.	相 談 者					
9	年齢	不明	性別	女	障害種別	－（関係者）
内容	障害者福祉施設の職員からの相談。精神障害があり、生活保護を受けている利用者が物件を申し込んだが断られた。					
対応	話を傾聴の上、相談者の希望どおり周知啓発活動を進めていくことを伝えた。					

#### ケ 情報の提供及び受領（0件）

コ その他（2件）

No.	相 談 者					
10	年齢	—	性別	—	障害種別	—
内容	知的障害の息子が誤って女子トイレに入ろうとしたところ、周囲に人がいる状況で、店員から大声で注意された。					
対応	事業者に事情を確認し、障害者への配慮を依頼した。					
結果	事業者に対する啓発活動の状況を相談者に伝え、了解を得た。					

No.	相 談 者					
11	年齢	50代	性別	男	障害種別	視覚障害
内容	視覚障害のため、町内会の各種行事に参加することが困難であるが、町内会の人に、障害について理解してもらえない。					
対応	当事者として町内会の方への積極的なコミュニケーションを通じて、障害への理解を深めてもらうよう助言するとともに、相談員が啓発することができることも周知した。					

(2) 合理的配慮の事例（10件）

ア 物理的環境への配慮（1件）

No.	相 談 者					
12	年齢	60代	性別	男	障害種別	—（関係者）
内容	身体障害者が、運転免許証の更新講習会を一階の会場で行うことができるよう要望することはできるのか。					
対応	要望ができる旨を伝えた。					

イ 意思疎通の配慮（0件）

ウ ルール・慣行の柔軟な変更（3件）

No.	相 談 者					
13	年齢	40代	性別	男	障害種別	身体障害
内容	自宅付近に工事車両が出入りしていることに危険を感じ、ガードマンの配置を依頼したが、行政の対応に不満がある。					
対応	相談員として調整対応をする旨を伝え、了承を得た。また、生活上の支援については、必要な福祉サービスを相談するよう助言した。					
結果	関係機関に連絡し、合理的配慮についての考え方を共有した。また、福祉サービスの申請があった場合についても配慮を依頼し、了承を得た。					

No.	相 談 者					
14	年齢	不明	性別	女	障害種別	－（家族）
内容	養護学校に通学する子どもに対する学校側の対応に不満があり、退学届を提出したが、学校側が認めない。					
対応	傾聴のうえ、退学の手続きについて調べて連絡することを伝えた。					
結果	関係機関に確認し、調べた結果を報告したところ、相談者からは今後の生活について前向きな言葉を聞くことができた。					

No.	相 談 者					
15	年齢	40代	性別	男	障害種別	視覚障害
内容	視覚障害があり、県営住宅への入居を予定しているが、入居までの手続きに関して配慮してほしい。					
対応	県庁内の県営住宅担当係へ引き継ぎ、対応を依頼した。					
結果	担当課に話を聞いてもらい、手続き等に関して、配慮してもらえることになったと相談者から報告があった。					

エ 医療の提供（2件）

No.	相 談 者					
16	年齢	30代	性別	男	障害種別	視覚障害
内容	家族の付き添いで病院に行った際、補助犬が診察室に入ることを断られた。					
対応	病院に連絡し、別室での対応等の配慮を依頼した。また、病院に補助犬に関する資料を送付した。					
結果	診察室ではなく、別室で対応することとなった。					

No.	相 談 者					
17	年齢	—	性別	—	障害種別	—（病院関係者）
内容	補助犬利用者が家族の付き添いを希望した場合、病院はどのように対応したらいいのか。					
対応	病院機能を保持できない場合を除いては、健常者と同様の対応をするよう助言し、参考資料を送付した。					

オ 情報の提供及び受領（1件）

No.	相 談 者					
18	年齢	—	性別	男	障害種別	—
内容	自治体のホームページの案内が、障害者にとってわかりにくい標記になっているため、改善して欲しい。					
対応	自治体へ連絡し、対応を依頼した。					
結果	自治体に対応を依頼したことを、相談者に伝えた。後日、当該ホームページは更新された。					

カ その他（2件）

No.	相 談 者					
19	年齢	不明	性別	男	障害種別	—（関係者）
内容	言語障害のある人が銀行に行った際、合理的配慮に欠ける窓口対応をされた。銀行を指導してほしい。					
対応	銀行に、障害者への合理的配慮の提供について啓発活動することを伝え、了解を得た。					

No.	相 談 者					
20	年齢	40代	性別	男	障害種別	身体障害
内容	乗車拒否や他乗客とのトラブルを解消するために、「障害者専用車両」の導入を検討してほしい。					
対応	関係事業者に働きかけをし、バリアフリー化車両の早期導入や合理的配慮を依頼していることを伝えた。					

No.	相 談 者					
21	年齢	—	性別	男	障害種別	内部障害
内容	自己都合で退職した場合、通常3か月間の給付制限があるが、障害者も同様か。何らかの配慮はないのか知りたい。					
対応	ハローワークの障害者窓口を案内し、確認するよう伝えた。					

**令和3年度**

(令和3年4月～令和3年9月)

## 第1 普及啓発

## 1 広報・行事等

リーフレット, ポスター, 県ホームページ

## 2 事業所等の研修会等での説明

(令和3年9月30日現在)

障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
0	1	0	1

## 3 事業所等への個別訪問

(令和3年9月30日現在)

障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
55	131	0	186

## 第2 相談対応

## 1 障害者くらし安心相談員の配置状況(各1名)

配置先	電話番号	受付時間
障害福祉課	Tel : 099-286-5110 Fax : 099-286-5558	月～金 午前9時～午後4時
大隅地域振興局 地域保健福祉課	Tel : 0994-52-2108 Fax : 0994-52-2120	
大島支庁 地域保健福祉課	Tel : 0997-57-7222 Fax : 0997-57-7251	

## 2 障害者くらし安心相談員の活動状況

(令和3年9月30日現在)

相談対応		障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
相談 件数		38	23	2	63
	不利益取扱い	3	0	0	3
	合理的配慮	2	0	0	2
	その他	33	23	2	58
対応 回数		169	25	47	241
	不利益取扱い	6	0	0	6
	合理的配慮	3	1	0	4
	その他	160	24	47	231

### 3 相談対応の具体的な事例

#### (1) 不利益取扱いの事例（3件）

- ア 福祉サービスの提供（0件）
- イ 医療の提供（0件）
- ウ 商品の販売及び役務の提供（0件）
- エ 労働及び雇用（0件）
- オ 教育（0件）
- カ 公共的施設の利用（0件）
- キ 交通機関の利用（1件）

No.	相 談 者					
	年齢	不明	性別	女	障害種別	重複障害
1						
内容	肢体不自由・視覚・言語の重複障害があり、今までバスを利用する際は事前にバス会社とFAXでやり取りをしていたが、最近返事が来なくなった。					
対応	バス会社に照会するため、FAX番号と担当部署を教えていただくよう依頼した。					
結果	教えてもらったバス会社の担当部署に連絡したところ、既に相談者とFAXでのやりとりが行えているとのことであった。					

- ク 不動産取引（0件）
- ケ 情報の提供及び受領（0件）
- コ その他（2件）

No.	相 談 者					
	年齢	不明	性別	男	障害種別	不明
2						
内容	入所している事業所の職員から、自分だけ自由に買い物を許されないなどの不当な差別を受けている。					
対応	話を傾聴し、担当の者に改めて話を繋いでおくことを伝えて同意を得た。					

No.	相 談 者					
3	年齢	50代	性別	男	障害種別	知的障害
内容	利用している障害者基幹相談支援センターの職員から、暴言を吐かれたり馬鹿にされたりしている。					
対応	管轄機関へ連絡し、当該センターへの事実確認を行い、障害に対する理解啓発や今後の対応を考えるよう依頼した。					

(2) 合理的配慮の事例（2件）

- ア 福祉サービスの提供（0件）
- イ 医療の提供（0件）
- ウ 商品の販売及び役務の提供（0件）
- エ 労働及び雇用（0件）
- オ 教育（1件）

No.	相 談 者					
4	年齢	不明	性別	女	障害種別	－（家族・親族）
内容	ADHDとアスペルガー症候群を有している高校生の息子について、障害の特性を専門学校に事前に説明していたが、体験入学後、高校を通じて受験を断られたが、これは差別ではないのか。					
対応	この相談内容は、合理的配慮の問題となり、双方で建設的対話を行いながら検討していくことが重要であることを説明した。					

- カ 公共的施設の利用（0件）
- キ 交通機関の利用（0件）
- ク 不動産取引（0件）
- ケ 情報の提供及び受領（0件）



コ その他（1件）

No.	相 談 者					
5	年齢	60代	性別	男	障害種別	視覚障害
内容	視覚障害がある町議員からの相談。島外出張の際、妻を同行援護者として公費負担してほしい。					
対応	町議会の協議会で公費負担は認められないとの回答があるとおり、それは難しいということを伝えた。同行する事務局員へ配慮を依頼したり、タクシー移動を認めてもらったりするよう助言した。					